明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境二〇）　一
〔告示〕
○家計調査の調査地域を定める等の件の一部を改正する件（総務二五一）　三
○南極地域の環境の保護に関する法律施行規則別表第五下欄に規定する環境大臣が定める種を定める件の一部を改正する件（環境六五）　三
〔官庁報告〕
国家試験
CBTによる平成二十九年度ITパスポート試験合格者（経済産業省）　三
〔資料〕
四半期別GDP速報（一次速報）（二〇一七（平成二十九）年四～六月期）（内閣府）　六
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二〇
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、日本弁護士連合会懲戒の処分、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　三三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　三六
会社その他
会社決算公告　三六

省令

○環境省令第二十号

南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）第三条第五号、第十号及び第十一号、第七条第一項第二号及び第三号並びに第十四条第一項の規定に基づき、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年八月二十四日

環境大臣　中川　雅治

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成九年総理府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。